

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 27 日

各都道府県宗教法人事務主管課 御中

文化庁宗務課

令和 6 年能登半島地震により被災した宗教法人の建物等の復旧のための
指定寄附金制度に係る申請の手引について（通知）

このたび、令和 6 年 5 月 27 日付けで財務省告示第 144 号が公示されるとともに、「令和 6 年能登半島地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の取扱要領」が発せられ、これを受け、令和 6 年 5 月 27 日付けで文部科学省大臣官房政策課事務連絡「令和 6 年能登半島地震により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金の取扱いについて」が発せられました（以下「告示等」という。）。

ついては、文化庁宗務課において、宗教法人が告示等に基づき指定寄附金に係る確認申請等をするための手引等として、下記文書を作成しましたので、送付します。

貴都道府県におかれては、所轄の宗教法人から指定寄附金に係る確認申請又は副申請及びこれに係る質問、相談等があった場合には、告示等及び下記の送付文書に則り、事務処理に遺漏のないようよろしくお取り計らい願います。

おって、貴職におかれても、所轄の宗教法人に対し周知方よろしく願います。

記

- 1 令和 6 年能登半島地震で被災した宗教法人に係る指定寄附金制度の概要・申請ガイドライン
- 2 令和 6 年能登半島地震に係る指定寄附金制度の利用手順
- 3 指定寄附金制度に係る申請の手引（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
- 4-1 申請等様式（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
※文化庁HP (<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/94056501.html>) に、それぞれの用途（【申請用】【寄附金受領書】【年次報告】【募集終了報告】【募集終了後報告】【完了報告】）に応じて様式を分割しておりますので適宜ご参考ください。
- 4-2 申請等様式記入例（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
- 5 【参考】 手続フロー図（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）
- 6 指定寄附金制度に係る申請の手引（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
- 7 申請等様式（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）

- 8 【参考】 手続のフローチャート（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）
- 9 【参考】 手続フロー図（包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合）

(本件担当)
文化庁宗務課法規係
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL03-5253-4111 (代表) (内線 2854)
e-mail syuumu@mext.go.jp